

# 2013 年度社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

はじめに

## <本会の動き>

神奈川県社会福祉士会は、1992年11月職能団体として出発し、2001年6月には社団法人の設立という大きな節目を経験し、2013年4月に県内における社会福祉の増進や県民の生活の向上に寄与することを目的とした「公益社団法人」設立に向けて組織改編を行なってきました。正にその歴史的流れの中で会の設立20周年という、次代に向かう次の大きな節目を迎えることになりました。

また、現在神奈川県社会福祉士会では、神奈川県から3つの事業 ①ホームレス等及び生活困窮者支援事業、②地域生活定着支援事業、③県内避難者支援事業を受託しています。これらの事業を推進していくためには、それぞれの事業とも福祉の専門性を発揮しなければ出来ない仕事であり、ますます私たちの社会的な責任が問われています。

そして、本年度重点事業は、公益社団法人のスタートに合わせ4本の柱立てをしました。事業計画も時代や地域の要請に応えられる内容へと整理をしています。是非多くの会員の皆さんとともに、社会福祉士会を発展させていきたいと思えます。

## <本年度重点事業・4本の柱>

### 1 権利擁護及び相談事業（公益1）

障害者・高齢者・児童虐待防止法に基づき尊厳を守る取り組みを行います。成年後見をはじめとし、県民の権利擁護のための相談事業を展開していきます。

また、全国の自殺者数は97年以来15年ぶりに3万人を下回ったとはいえ、まだ高い水準です。自殺防止の観点に立ち、ゲートキーパー養成研修の充実とネットワークの構築を行うことで、生活課題を抱えた県民の支援を行い、孤立死等悲惨な状況を防いでいきます。

### 2 地域福祉の増進・福祉サービスの質の向上に関する事業（公益2）

どんな生活困難な状況にあっても、その地域から排除されることなく社会生活ができる共生社会の実現に向けた取り組みを行います。具体的には東日本大震災により神奈川県に避難されている方々への専門的支援や県内各地域での暮らしの応援、生活困窮者への相談支援、触法障害者や高齢者の支援等司法分野とも共同した地域ネットワーク作りなどを行います。また、第三者評価事業では調査員の質を高め、評価の公正を図ります。

### 3 福祉人材育成事業（公益3）

県民の福祉を推進していくために、常に社会福祉士としての不断の努力が必要です。そのためにも生涯研修センター機能を充実し、本事業を積極的に推進していきます。そして専門職として求められる力量や、必要な知識・技術を習得していくための研修を充実させていきます。また「認定社会福祉士」制度も始まっており、制度の周知と普及を推進していきながら、質の高い実践力やスーパービジョンができる専門家を養成していきます。

### 4 組織整備・強化に関する事業

本年4月より公益社団法人に移行することに伴い、組織体制や規則類の見直し・整備を行っていきます。また代議員制度の導入に伴い、規則に基づく選挙が開催されることもあり、制度の周知や徹底を図っていきます。そして、広報活動や支部活動を更に充実させた組織強化の取り組みを行い、組織率の向

上を目指していきます。また、国の「生活支援戦略」の具体化に対応できる組織体制を検討していきます。

## I 総務局

### 1. 公益法人化にともなう組織の運営整備

＜方針＞公益法人化以降の組織編成の変更と事業運営の整備を進めます。

- (1) 既存の規程類から新規則への変更・整備を行なう。
- (2) 新組織体系図に基づく事業の推進と定着を図る。
- (3) 総会を年1回、理事会を年間（8～9回）、正副会長会議は原則毎月開催する。
- (4) 支部役員連絡会議を年間2回開催し、支部との連携協力体制を強化する。

### 2. 関係団体との連携

＜方針＞県内外のソーシャルワーク関連団体との連携を進め、ソーシャルケアサービス関連団体のネットワークを作っていきます。

- (1) 社団法人日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携する。
- (2) 介護認定審査会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を深める。
- (3) 横浜家庭裁判所、横浜弁護士会、リーガルサポート神奈川県支部、横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進める。
- (4) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、県医療社会事業協会、県精神保健福祉士協会、県介護福祉士会等との連携の他、（特非）県介護支援専門員協会や、県社会福祉士養成校協会等とも連携する。

### 3. 広報部

＜方針＞会員、県民、福祉専門職（機関）、医療専門職（機関）等に対して、地域福祉増進を図るために、

必要な知識・技術の提供を行い、地域福祉に関する問題提起を行います。

また、広報活動を通じて地域福祉に関わる課題を意識し、地域福祉増進のための活動に参加することを支援します。

- (1) ホームページ内容、機能の更なる充実を図り、一般県民へ向け地域福祉の増進のための情報発信を充実する。
- (2) 広報「社会福祉士かながわ」を通じ、広く県民及び会員へ向けて地域福祉増進を目的とした啓発的な役割をもつ広報誌の刊行を行う。（年4回）
- (3) 会員及び県民、とりわけ福祉専門職、関連分野の専門職を対象とした研修情報を発行する。（年6回）

### 4. 組織率向上部

＜方針＞新規合格者及び未入会者の入会促進、また、懇親会や研修を企画し、会員同士の交流を図ることにより組織向上を目指します。さらに、各種研修、資格取得支援などの本会事業と連携協働していきます。また、各地区会員より構成される組織向上委員会で、各地区単位で実施している活動を共有し、他地区への情報提供または共同企画することで地区活動の振興を目指します。

- (1) 合格者祝賀会参加促進と懇親企画の提供

(2) 基礎研修後懇親会企画<継続>年2回基礎研修後に懇親会を企画・実施し会員同士の交流を図る。

(3) ミステリーツアー・実践発表ふらすの実施

年1回、江ノ島女性センターにて実践ふらす・ミステリーツアーの合同企画を実施し、会員・非会員の

社会福祉士を目指す方、社会福祉士の経験が浅い方に向けて研修を行う。

## II 公益・福祉局

### 1. 相談事業部

<方針>さまざまな生活課題をかかえながら潜在化している県民・市民のニーズに対して、社会福祉士とし

ての知識や技術を活かして、アウトリーチ的ソーシャルワーク活動を実践し、ノーマライゼーション・権利

擁護に資することを目指します。

(1) 県民・市民に対する相談活動

①7月15日(海の日)のソーシャルワーカーデーに、相談事業を企画実施する。

(2) 生活困窮者に対する自立支援と県民に向けた啓発活動

①経済的困窮などの複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者に対して、あらゆる権利侵害の発生を防止するために、神奈川県より委託の「ホームレス等及び生活困窮者支援事業・シェルターやどりぎ」の総合相談支援を側面から応援支援する。

② 年末年始など、ホームレス及び生活困窮者に向けての相談会を開催する。

③ホームレスの実態に関する全国調査などに協力支援する。

④ホームレス及び生活困窮者についての理解や支援につながることを目的として、県民向けのセミナー等を開催し県民への啓発活動を行う。

⑤生活困窮者への、地域における効果的・効率的なサービスが展開できるように、地域の実情に応じて計画的なサービスや人材の基盤整備を行い、様々な関係機関との連携を構築する。

(3) 独立型社会福祉士への支援

①独立型社会福祉士の資質向上のために必要となる情報等を提供する。

(4) 権利擁護のための啓発活動

①相談内容から顕在化したニーズの充足と権利擁護のために、セミナー等を開催し、社会へ積極的に発信する。

(5) 自殺防止対策事業

①神奈川県・市町村との協働により、県民・市民対象にゲートキーパー養成研修等を開催する。

②自殺対策に取り組む団体と協働し、県民・市民対象に、包括的相談会を開催する。

### 2. 地域包括支援センター推進事業部

<方針>地域包括支援センターにおいて、従事する社会福祉士等地域包括支援センター職員がその職務を達

成するために必要な研修、意見交換会等を実施するとともに、ネットワーク構築支援など関係機関との連携も図ることができるよう支援していきます。

(1) 地域包括支援センター推進委員会を開催し、本事業の推進に努める。

(2) 地域包括支援センターや各市町村に対して広報等による情報提供、研修会・意見交換会等を開催する。(他委員会との共催含む)

(3) 日本社会福祉士会の開発している自己評価ツール活用や、虐待対応・ネットワーク構築の実践力強化などセンターに所属する社会福祉士等地域包括支援センター職員の資質向上を支援する。

(4) 研修会・意見交換会等により把握されたセンターにおける社会福祉士等地域包括支援センター職員の

現状や課題について分析等を行い、地域包括支援センター業務の改善に向けて働きかけを行う。

(5) 高齢者虐待への対応について研修会を実施し、高齢者虐待対応現任者の実践力向上の支援をする。

また

高齢者虐待対応専門職チームの設置を検討する。

### 3. ケアマネジメント事業部

<方針> 高齢者施策、障害者施策等、様々な生活課題を有する人々への支援サービスの質的向上を図ること

を目的に、その分野に従事する社会福祉士の知識や技術の研修を行い、県民への社会福祉サービスの更なる充実を目指して、関連の事業を進めていきます。

(1) 高齢者への介護保険関連等諸サービスのケアマネジメントに関するスキル等の学習会を行う。

対象：介護支援相談や地域包括での相談援助業務等に従事する社会福祉士ほか

内容：相談支援者として保有且つ熟達すべき「ケアマネジメントスキルほか」

(2) 障害児者等への相談援助や地域での自立支援システム構築に関する施策動向の勉強会を行う。

対象：県内において障害児者関係機関や施設、事業所に努める社会福祉士等

内容：障害者施策の直近動向と、今後の支援関係者のあり方や対応等の学習会

(3) 高齢者、障害児者の地域生活を支えるための地域ケアシステムのあり方等への検討や提言を行う。

対象：医療・保健・介護等関係分野で上記対象者への支援に従事して社福士、関連従事者

(4) 内容：地域行政機関や地域包括支援センター、医療機関などとの連携のあり方、地域ケアシステムについての公開講座、勉強会などを行う。

(4) 他の委員会と連携・協働による研修会の企画開催をする。

(5) その他介護保険従事者等の資質向上に必要な実践的な研修会の企画開催をする。

### 4. 第三者評価事業部

<方針> 公益社団法人として、より社会福祉士にふさわしい第三者評価事業を展開し、また義務化された社会的養護施設についても、取組みを進めます。

(1) 福祉サービス第三者評価事業運営委員会を定期的に開催し、事業の進捗状況の確認と、市町村及び受審希望事業所への迅速な対応に努める。

(2) 前年に引き続き、神奈川県社会福祉協議会が開発した独自の評価項目・手法を用いて、第三者評価事業を実施する。また、障害・高齢<グレード2>の普及にも努める。

具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を行う。

①神奈川県社会福祉協議会方式 保育

②神奈川県社会福祉士会方式 障害・高齢<グレード1> —第三者評価項目策定ガイドライン準拠版—

③神奈川県社会福祉協議会方式 障害・高齢<グレード2>

④神奈川県グループホーム・ケアホーム等評価方式

⑤全国社会福祉協議会方式（社会的養護施設）

(3) 今年度の目標として、10箇所事業所程度の第三者評価の受審を目指す。

(4) 評価の決定にあたっては、外部委員を中心とした評価決定委員会を、年数2回程度開催し、より優れた客観性に基づく評価結果の公表と、透明性の確保に努める。

(5) 評価調査員の質の向上を図るため、継続研修、フォローアップ研修を定期的実施し、必要に応じ視察研修も実施する。

(6) 福祉サービス第三者評価推進機構への協力を行う。

神奈川県社会福祉協議会第三者評価推進機構開催の事業所説明会等に協力し参加する。

## 5. 社会福祉士国家試験受験対策事業部

<方針>今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推

進を図ります。また、減少傾向が見られる受験対策講座の参加者の傾向について、関係者と更なる情報共有

を図っていきます。

(1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施する。

(2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施する。

(3) 大学の国家試験受験対策講座へ講師を派遣する。（東海大学・日本女子大学・明治学院大学）

(4) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施する。

(5) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催する。

(6) 県社会福祉協議会主催、福祉施設就職説明会（人材フェア）に参加協力する。

(7) 社会福祉士国家試験合格者祝い会を企画主催する。

(8) 資格取得支援委員会を開催する。

## 6. 社会福祉士実習推進事業部

<方針>社会福祉士による質の高い実習を提供するため、社会福祉士実習指導者講習会を実施します。さら

に修了者へのフォローアップのための研修及び実践事例報告会を、関係施設や機関、養成校と連携して行い

ます。また社会福祉士の実習について広く啓発し、県内の実習受け入れ施設、養成校、行政で構成する社会

福祉士実習推進委員会において実習推進や指導者養成に関する課題の検討を行い、連携しながら進めていきます。

(1) 実習指導者講習会を年1回、2日間実施する。

(2) 講習会修了者向けフォローアップ研修を年1回開催する。

(3) 社会福祉士実習推進委員会を年2回開催する。

## 7. 神奈川県地域生活定着支援センター事業部

<方針>刑務所や少年院など矯正施設には福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどによ

り、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として、業務を行います。

- (1) コーディネート業務：保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援を行う。
- (2) フォローアップ業務：コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。
- (3) 相談支援業務：矯正施設から退所した人及び、その他センターが福祉的な支援を必要とする認め人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
- (4) その他の業務：センターの業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応して関係機関等からなる会議の開催や保護観察所又は県が主催する会議へ参加をする。
- (5) 啓発活動：支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など対象者が地域に定着する支援業務を行う。

#### 定着支援センターネットワーク委員会の開催

<方針>神奈川県よりの委託事業である神奈川県地域生活定着支援センターの事業を円滑に推進すること

を目的に、以下の活動を行います。

- (1) 矯正施設を退所する対象者が、地域において安定した生活環境を得られるよう法律、精神保健、就労、生活援護等の観点から助言を行う。
- (2) 矯正施設を退所する対象者が、地域において安定した生活環境を得られるようセンターと協力し、社会資源について助言を行う。
- (3) 研修小委員会をおき、矯正施設を退所する対象者の地域生活定着の促進、また支援に関わる者のスキルの向上等に寄与する研修を主催する。

### 8. ホームレス（生活困窮者）自立支援推進等相談事業部

<方針>さまざまな事由によって居場所を喪失したり生活に困窮している県民を対象として、初期段階（アウトリーチも含む）からのアセスメントによる総合相談を行う事で、必要な福祉サービス利用のための相談などを行い、手続き及び一時保護など、系統的に一連の援助を実施できるよう、県民の権利擁護に努めます。

- (1) 神奈川県より委託の「ホームレス等及び生活困窮者支援事業・シェルター@ハウス やどりぎ」の運営を市町村との連携により実施し、対象者の主体性と多様性を重視した総合相談支援を図る。
- (2) ホームレスや生活困窮者に対して、更なる生活困窮に陥らないように、健康面や就労等のアドバイスも行いながら、必要なサービスにつなげていく。
- (3) 生活困窮状態から脱却できた者が、再びの生活困窮状態を繰り返さないように、アウトリーチを行いながらフォローアップ支援を行う。

### 9. 県内避難者支援事業部

<方針>大震災からの避難が長期化していく中で、より専門的な関わりが必要な世帯への支援を「専門サポートチーム」が中心となり、取り組みを進めていきます。また、県士会としての各地域での支援を具体化していきます。

- (1) 神奈川県からの委託事業でもあり、県や関係自治体・関係機関との連携を中心に、地域でのサポートネットワーク作りを行う。
- (2) 個別の専門的な支援の中で、抱えている課題の解決や、今後の生活についての相談など行う。
- (3) 県内各地での交流会を開催し、避難者同士の交流や様々な支援機関の持ち味を生かした企画を立てる。
- (4) 県士会として、各支部から災害担当者を選出し、避難者支援を中心に交流会の企画や避難者同士の集まりなどをサポートしていく。

## 10. 成年後見・権利擁護事業部

### 相談及び法人後見

＜方針＞神奈川県社会福祉士会の公益社団法人移行に合わせて、県民の利益の為の活動を強化し推進します。特に、福祉的視点による権利擁護が必要な県民のニーズに対応できるよう、成年後見に関する相談から、法人後見が望まれる事案へ対応できるよう、整備を図ります。

#### ＜重点事項＞

- (1) 県民の成年後見ニーズへの一貫した対応
- (2) 県民、現場従事者、親族後見人等への啓発・支援
- (3) 法人後見の適切な運営

#### ＜実施事項＞

成年後見に関する相談の実施（電話、面接、出張）

- (1) 法人後見の整備と推進（法人後見のメリットを活かした権利擁護活動）
- (2) 成年後見に関する一般向け講座・研修の開催（活用講座、啓発講座、親族後見人等対象研修）

### 成年後見人（ばあとなあ）現任研修

＜方針＞後見人等候補者推薦、親族も含む後見人等のフォローアップなど、一貫した支援と活動を実施します。さらに、第三者後見人としての役割遂行の為、ばあとなあ部員の量と質の確保に向け、養成研修実施・地区ばあとなあ活動支援・研修の体系化とともに、更新制の可能性について検討します。

これらのばあとなあ神奈川の目指す方向性と解決すべき課題を、部員全体で共有し取組みます。

#### ＜重点事項＞

- (1) ばあとなあ部員の量と質の確保

#### ＜実施事項＞

- (1) 成年後見に関する一般向け講座・研修の開催（活用講座、啓発講座、親族後見人等対象研修）
- (2) 成年後見に関する推薦依頼への対応（後見人等候補者推薦、委員及び講師の派遣）
- (3) ばあとなあ部員対象の現任研修の体系的実施
- (4) ばあとなあ地区活動の活性化のための支援

## III 生涯研修センター

＜方針＞体系的な研修が行えるように、新生涯研修制度に沿った体制を整備します。あらゆる分野で活動す

る社会福祉士が共通に必要な力量を身につけるための研修を企画します。

- (1) あらゆる分野で活動する社会福祉士が専門職として身につけるべき力量を担保できるよう、基礎研修や共通研修、社会福祉士共通基盤研修として研修会を企画し、開催する。
- (2) 多分野で活動する社会福祉士が、互いの実践報告を通して研鑽を深めることを目的に、実践発表大会を企画し、開催する。

- (3) 認定社会福祉士制度や生涯研修制度の周知・啓発に努める。
- (4) 神奈川県社会福祉士会生涯研修センターの体制を整備し、県士会における研修全般の調整や、研修履歴の管理システムの検討等を行う。
- (5) 上記の内容を実施するにあたり、研修委員会（年 8 回）、共通基盤研修実行委員会（年 3 回）、実践発表大会実行委員会（年 3 回）、研修企画調整会議（年 1 回）、生涯研修センター会議（年 2 回）を開催する。